

令和6年度

第1回 西宮市国民健康保険運営協議会

- (諮 問) 令和7年度西宮市国民健康保険料率について・・・1～7頁
(報 告) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について・・・8～9頁

日 時：令和7年2月4日（火）午後1時30分～

場 所：西宮市役所第二庁舎 B402・403会議室

西宮市 市民局 市民部
国民健康保険課
国保収納課

諮問 令和7年度西宮市国民健康保険料率について

1. 諮問の内容

令和7年度国民健康保険料率について、以下のとおりとする。

医療給付費分	所得割	7.29%
	均等割	32,280円
	平等割	20,640円
後期高齢者支援金分	所得割	2.90%
	均等割	12,480円
	平等割	7,680円
介護納付金分	所得割	2.56%
	均等割	12,840円
	平等割	6,240円
合計	所得割	12.75%
	均等割	57,600円
	平等割	34,560円

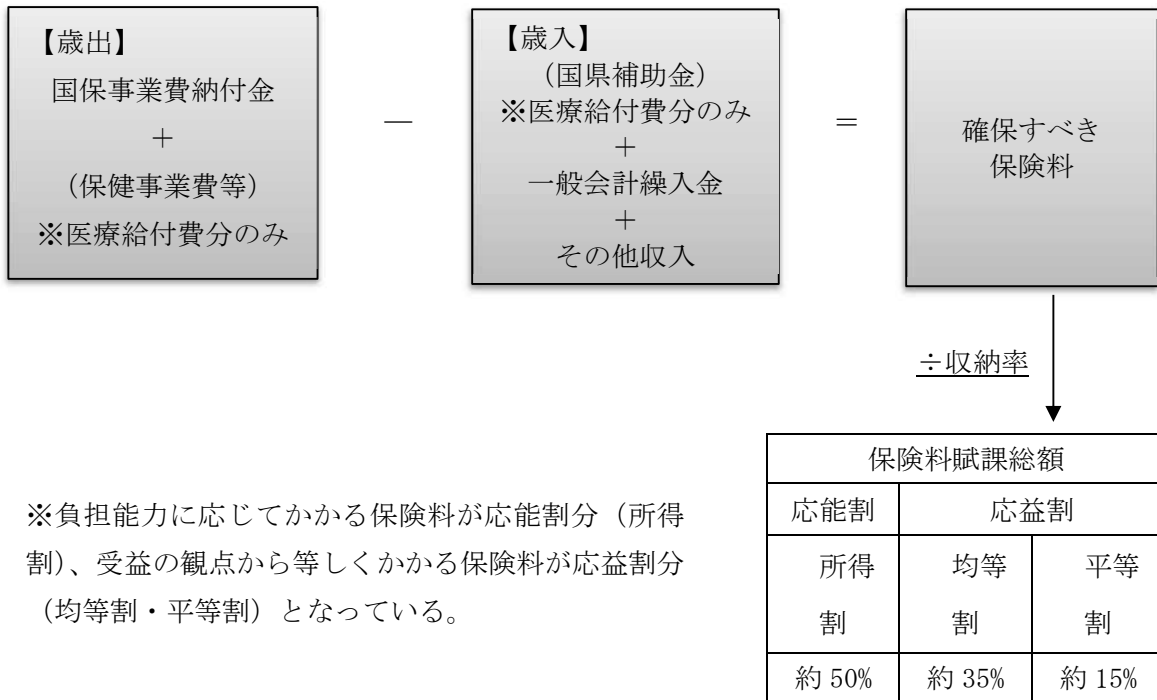
2. 諮問の趣旨

兵庫県から令和7年度市町村国保事業費納付金・標準保険料率が示された。これを踏まえて、本市国民健康保険料率を決定するに当たり、運営協議会の意見を拝聴するため諮問する。

3. 保険料について

(1) 保険料の構成

保険料は、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」に分けられ、それぞれの賦課方式として「所得割」、「均等割」、「平等割」に分類される。



※負担能力に応じてかかる保険料が応能割分（所得割）、受益の観点から等しくかかる保険料が応益割分（均等割・平等割）となっている。

(2) 標準保険料率と市保険料率の算出過程

保険料率を決めるにあたり、県が県全域の医療給付費等の見込みをたて、所得水準をふまえて市町ごとの国民健康保険事業費納付金の額を決定する。あわせて、市町ごとの標準的な保険料率を算定・公表する。

市町は、この納付金の支払いを含めた国民健康保険事業に係る費用を賄うために、県の示す標準保険料率を参考として、必要な保険料を賦課・徴収することとなる。

兵庫県が示す西宮市の標準保険料率は、5 ページ「5. 令和7年度西宮市国民健康保険料率」のとおり。

医療給付費分

(確保すべき保険料) ÷ (収納率) = (保険料賦課総額)

6,456,927,199 円 ÷ 94.78% = 6,812,541,885 円

⇒基金繰入後の賦課総額 6,712,446 千円

①所得割賦課総額：6,712,446 千円 × 51.00% → 3,423,036 千円（端数調整後）

②均等割賦課総額：6,712,446 千円 × 34.27% → 2,300,692 千円（端数調整後）

③平等割賦課総額：6,712,446 千円 × 14.73% → 988,718 千円（端数調整後）

④所得総額：46,955,222 千円

- ⑤被保険者数：71,273 人
- ⑥世帯数：47,903 世帯
- 所得割 ①÷④ ≒ 7.29%
- 均等割 ②÷⑤ ≒ 32,280 円
- 平等割 ③÷⑥ ≒ 20,640 円

後期高齢者支援金分

(確保すべき保険料) ÷ (収納率) = (保険料賦課総額)

$$2,564,300,003 \text{ 円} \div 94.78\% = 2,705,528,596 \text{ 円}$$

⇒基金繰入後の賦課総額 2,594,012 千円

①所得割賦課総額：2,594,012 千円 × 51.53% → 1,336,630 千円 (端数調整後)

②均等割賦課総額：2,594,012 千円 × 34.29% → 889,487 千円 (端数調整後)

③平等割賦課総額：2,594,012 千円 × 14.18% → 367,895 千円 (端数調整後)

④所得総額：46,090,681 千円

⑤被保険者数：71,273 人

⑥世帯数：47,903 世帯

●所得割 ①÷④ ≒ 2.90%

●均等割 ②÷⑤ ≒ 12,480 円

●平等割 ③÷⑥ ≒ 7,680 円

介護納付金分

(確保すべき保険料) ÷ (収納率) = (保険料賦課総額)

$$915,651,623 \text{ 円} \div 94.78\% = 966,081,054 \text{ 円}$$

⇒基金繰入後の賦課総額 928,829 千円

①所得割賦課総額：928,829 千円 × 49.94% → 463,882 千円 (端数調整後)

②均等割賦課総額：928,829 千円 × 35.05% → 325,558 千円 (端数調整後)

③平等割賦課総額：928,829 千円 × 15.01% → 139,389 千円 (端数調整後)

④所得総額：18,120,382 千円

⑤被保険者数：25,355 人

⑥世帯数：22,338 世帯

●所得割 ①÷④ ≒ 2.56%

●均等割 ②÷⑤ ≒ 12,840 円

●平等割 ③÷⑥ ≒ 6,240 円

4. 令和7年度西宮市国民健康保険料率の検討

兵庫県において被保険者数は前年度に比べ約4.5%の減、一人当たり保険給付費は前年度に比べ約1.9%の伸びを見込んでいる。

また、県から示される国民健康保険事業費納付金は、本市分については約122億2千万円となり、前年度の124億に比べ約1.4%の減となったが、被保険者数が減少すると見込まれているため、一人当たりになると171,519円となり、前年度の167,430円に比べ約2.4%の増である。

示された標準保険料率をもとに算出した一人当たり保険料は147,099円となり、前年度の142,873円に比べ4,226円（約3.0%）の増となっている。

なお、令和6年度保険料率については、県が示す標準保険料率をもとに本市で保険料率を決定する際、前年度保険料率から大幅に上昇することがないように、財政安定化基金から3億円の繰入を行い保険料率の抑制を行っている。

これらを踏まえ、令和7年度保険料率について、前年度から大幅な上昇とならないよう、且つ標準保険料率と比べ大幅な乖離が生じないように検討を行う必要がある。

（1）財政安定化基金からの繰入について

県が示す標準保険料率による一人当たり保険料は約3.0%の増となっており、被保険者の負担がやや増えることとなる。よって、基金残高を考慮したうえで、令和7年度については財政安定化基金から2億5千万円の繰入を行うこととする。

（2）繰入の方法について

県が示す標準保険料率を前年度の標準保険料率と比較し、市保険料率改定の方向性が標準保険料率の推移と同様になるよう、且つ標準保険料率を上回らないよう留意して繰入を行う。

また、原則令和12年度とされている県下の保険料水準統一時期を見据え、標準保険料率との乖離が大きくなり過ぎない範囲で収まるよう考慮し、繰入を行うこととする。

5. 令和7年度西宮市国民健康保険料率

<保険料率比較>

			R6		R7				
			市決定 保険料率 基金繰入:3億円		市町村標準保険料率		市保険料率(案) 基金繰入:2億5千万円		
			A	対標準比 B	C	対前年度 標準比 D	E	対標準比 F=E-C	対前年度比 G=E-A
医療 給付 費分	応能	所得割	7.06%	-0.26	7.48%	0.16	7.29%	-0.19	0.23
		均等割	31,080円	-48円	32,320円	1,192円	32,280円	-40円	1,200円
	応益	平等割	20,160円	-241円	20,766円	365円	20,640円	-126円	480円
			51,240円	-289円	53,086円	1,557円	52,920円	-166円	1,680円
後期 支 援 金 分	応能	所得割	2.90%	-0.11	3.02%	0.01	2.90%	-0.12	0.00
		均等割	12,000円	-506円	12,874円	368円	12,480円	-394円	480円
	応益	平等割	7,680円	-516円	8,272円	76円	7,680円	-592円	0円
			19,680円	-1,022円	21,146円	444円	20,160円	-986円	480円
介 護 納 付 金 分	応能	所得割	2.61%	-0.10	2.62%	-0.09	2.56%	-0.06	-0.05
		均等割	13,200円	-772円	13,516円	-456円	12,840円	-676円	-360円
	応益	平等割	6,720円	-279円	6,639円	-360円	6,240円	-399円	-480円
			19,920円	-1,051円	20,155円	-816円	19,080円	-1,075円	-840円
合 計 保 険 料	応能	所得割	12.57%	-0.47	13.12%	0.08	12.75%	-0.37	0.18
		均等割	56,280円	-1,326円	58,710円	1,104円	57,600円	-1,110円	1,320円
	応益	平等割	34,560円	-1,036円	35,677円	81円	34,560円	-1,117円	0円
			90,840円	-2,362円	94,387円	1,185円	92,160円	-2,227円	1,320円
	一人当たり保険料		138,850円	-4,023円	147,099円	4,226円	143,607円	-3,492円	4,757円
	伸び率		-	-	-	2.96%	-	-	3.43%
基金残高 (年度出納閉鎖時)			1,115,980 千円	-	-	-	865,980 千円	-	-

※「一人当たり保険料」は、医療・後期・介護の各保険料率で賦課した場合の総額を被保険者数で割り戻した額

モデルケース①

- 世帯主のみの1人世帯(65歳以上)
基準総所得0円(公的年金収入150万円)

	令和6年度	令和7年度	年度比較	
医療給付費分	15,372円	15,876円	504円	3.3%
後期高齢者支援金分	5,904円	6,048円	144円	2.4%
保険料合計	21,276円	21,924円	648円	3.0%

※両年度とも7割軽減適用後の金額

- 世帯主のみの1人世帯(40歳～64歳)
基準総所得0円(給与収入98万円)

	令和6年度	令和7年度	年度比較	
医療給付費分	15,372円	15,876円	504円	3.3%
後期高齢者支援金分	5,904円	6,048円	144円	2.4%
介護納付金分	5,976円	5,724円	-252円	-4.2%
保険料合計	27,252円	27,648円	396円	1.5%

※両年度とも7割軽減適用後の金額

モデルケース②

- 世帯主のみの1人世帯(65歳以上)
基準総所得20万円(公的年金収入173万円)

	令和6年度	令和7年度	年度比較	
医療給付費分	39,740円	41,040円	1,300円	3.3%
後期高齢者支援金分	15,640円	15,880円	240円	1.5%
保険料合計	55,380円	56,920円	1,540円	2.8%

※両年度とも5割軽減適用後の金額

- 世帯主のみの1人世帯(40歳～64歳)
基準総所得20万円(給与収入118万円)

	令和6年度	令和7年度	年度比較	
医療給付費分	39,740円	41,040円	1,300円	3.3%
後期高齢者支援金分	15,640円	15,880円	240円	1.5%
介護納付金分	15,180円	14,660円	-520円	-3.4%
保険料合計	70,560円	71,580円	1,020円	1.4%

※両年度とも5割軽減適用後の金額

モデルケース③

世帯主・配偶者の2人世帯(夫婦は40歳～64歳)
 基準総所得200万円(給与収入約359万円)

	令和6年度	令和7年度	年度比較	
医療給付費分	223,520円	231,000円	7,480円	3.3%
後期高齢者支援金分	89,680円	90,640円	960円	1.1%
介護納付金分	85,320円	83,120円	-2,200円	-2.6%
保険料合計	398,520円	404,760円	6,240円	1.6%

モデルケース④

世帯主・配偶者・子1人の3人世帯(夫婦は40歳～64歳)
 基準総所得400万円(給与収入約609万円)

	令和6年度	令和7年度	年度比較	
医療給付費分	395,800円	409,080円	13,280円	3.4%
後期高齢者支援金分	159,680円	161,120円	1,440円	0.9%
介護納付金分	137,520円	134,320円	-3,200円	-2.3%
保険料合計	693,000円	704,520円	11,520円	1.7%

モデルケース⑤

世帯主・配偶者・子2人の4人世帯(夫婦は40歳～64歳)
 基準総所得800万円(給与収入約1,053万円)

	令和6年度	令和7年度	年度比較	
医療給付費分	650,000円	660,000円	10,000円	1.5%
後期高齢者支援金分	240,000円	260,000円	20,000円	8.3%
介護納付金分	170,000円	170,000円	0円	0.0%
保険料合計	1,060,000円	1,090,000円	30,000円	2.8%

※各ケースにおいて、減免は考慮せず

報告 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

1. 概要

法令の改正により、令和6年12月2日以降は健康保険証の交付を終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とした仕組みに移行しました。

これにより、令和6年12月2日以降は従来の被保険者証が交付できなくなりました。被保険者証の交付終了後の取り扱いについては以下のとおりです。

(1) マイナ保険証をお持ちでない方

被保険者証の代わりに「資格確認書」を交付します。

医療機関等では、「資格確認書」の提示により受診することができます。

(2) マイナ保険証をお持ちの方

自身の資格情報を簡易に把握できる「資格情報のお知らせ」を交付します。

医療機関等では、マイナ保険証を使用します。「資格情報のお知らせ」の提示だけでは受診することはできません。

ただし、マイナ保険証の読み取りができない医療機関等では、マイナ保険証とともに「資格情報のお知らせ」を提示することで受診することができます。

2. 西宮市の状況

西宮市では毎年12月1日に被保険者証の更新を行っており、令和6年度も例年通り被保険者証の更新を実施しました。更新された被保険者証は、経過措置により記載されている有効期限（原則令和7年11月30日）まで使用することができます。

また、被保険者証の有効期限を迎えるまでに、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を申請によらず送付する予定です。

(1) 西宮市国民健康保険被保険者のマイナ保険証保有率

	保有者数	保有率
令和6年12月	43,499人	59.54%

(2) 西宮市国民健康保険被保険者のマイナ保険証利用率

	利用率
令和6年11月	24.70%

3. 広報について

西宮市において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、以下のとおり市政ニュースの11月25日号にて広報を行いました。

国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

12月2日以降**被保険者証について**

12月2日以降は、現行の被保険者証の交付を終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とした仕組みに移行しますが、12月1日以前に交付された被保険者証は有効期限まで使用できます。マイナ保険証を持っていない人には有効期限が切れるまでに「資格確認書」を送付します（申請不要）。「資格確認書」の提示により、医療機関等で保険診療を受けることができます。詳しくは市のホームページでご確認ください。


なお、後期高齢者医療制度では来年7月までの暫定措置として、新規加入や被保険者証の記載事項に変更があった場合、マイナ保険証を持っている人にも「資格確認書」を送付します。


問

国民健康保険課(0798・35・3117) (HP) 46111038

高齢者医療保険課(0798・35・3192) (HP) 88126989

マイナンバーカードの健康保険証利用を希望する場合、事前に利用登録が必要です。利用登録後に登録解除を希望する場合は申請が必要です。詳しくは市のホームページで確認を


国民健康保険


後期高齢者医療制度

より詳しい情報については市ホームページにてご案内しております。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録方法として、厚生労働省では以下の3通りを案内しております。

- ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ②パソコンやスマートフォンを用いて「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う

上記に加え、西宮市では令和2年度より、ご自身での利用登録が困難な方向けに市役所本庁舎及び支所でも利用登録の支援を行っております。

なお、利用登録の解除については加入している健康保険への申請が必要となります。

上記の内容につきましても、市ホームページにて周知をしております。